

財団法人佐世保地域文化事業財団寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人佐世保地域文化事業財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を長崎県佐世保市三浦町2番3号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、文化事業を行うとともに、公共文化施設の管理運営を行い、もって広く地域の芸術文化の振興及び地域活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化事業の企画及び実施に関する事業
- (2) 長崎県及び佐世保市が設置する文化施設の管理運営に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを

得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、長崎県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、長崎県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎事業年度終了後3月以内に長崎県知事に届け出なければならない。

(収支予算外の義務負担等)

第13条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、若しくは権利を放棄し、又は借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）を借り入れようとするときは、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。）10人以上20人以内
- (2) 理事長 1人
- (3) 副理事長 2人
- (4) 常務理事 1人
- (5) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選出する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を長崎県知事に届けなければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。
(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

5 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを長崎県知事、理事会及び評議員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、解任することができる。この場合、理事会において議決の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第19条 常勤の役員に報酬を与えることができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事会の議決により別に定める。

(顧問)

第20条 本財団に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じ又は会議に出席して意見を述べるすることができる。

(事務局)

第21条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員(以下「事務局員」という。)を置く。

3 事務局長及び事務局員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第22条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員の名簿、就任承諾書及び履歴書並びに評議員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 収支決算書
- (9) その他必要な帳簿及び書類

2 前項に掲げる書類のうち、第1号、第2号(名簿のみ)及び第5号から第8号までに掲げるものについては事務所に備えおき、原則として一般の閲覧に供することとする。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第24条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

(理事会の開催)

第25条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(理事会の招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(理事会の議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 31 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会の設置

(評議員)

第 32 条 この法人に、評議員を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、その数は 10 人以上 20 人以内とする。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4 第 17 条及び第 18 条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、第 17 条及び第 18 条中「役員」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事現在数」とあるのは「評議員現在数」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び機能)

第 33 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて調査審議するとともに、必要に応じて、法人の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。

(評議員会の開催)

第 34 条 評議員会は、理事長が必要と認めるとき又は評議員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(評議員会の招集)

第 35 条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第 36 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第 37 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第 38 条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 39 条 第 30 条の規定は評議員の書面採決等に、第 31 条の規定は評議員会の議事録に準

用する。この場合において、第 30 条及び第 31 条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、長崎県知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、長崎県知事の認可があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、長崎県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第 42 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第 15 条第 2 項及び第 32 条第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は第 17 条第 1 項又は第 32 条第 4 項の規定により準用する第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、役員にあっては平成 13 年 3 月 31 日まで、評議員にあっては平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。